

永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和5年3月24日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第3号

永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例

永平寺町国民健康保険条例(平成18年永平寺町条例第107号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。